

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年11月10日(木)午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏		
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名) 13番、速水 保

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第6号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 ただ今から11月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名中16名が出席されていますので、総会は成立していることをご報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとのお声がありましたので、本日の議事録署名委員に9番、水井委員さんと、10番、増田委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の

件を説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買及び贈与による権利の移動でございます。番号1番、申請地、春日町一丁目□□□番1（地目）田（現況）畑、14㎡、譲受人、春日町一丁目□□□□□、譲渡人、大字池尻□□□□（持分□/□）、樫原市飯高町□□□□（持分□/□）、申請理由は、贈与による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、2,456㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、高田土木事務所より□□へ約300mのところでございます。番号2番、申請地、南今里町□□□番3（畑）26㎡、譲受人、南今里町□□□□□、譲渡人、今里町□□□□□、申請理由は、譲渡人の要望により、売買による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、2,208㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、グリーンセンターより□□へ約500mのところでございます。番号3番、申請地、大字根成柿□□□番1（田）1,067㎡、譲受人、大字吉井□□□□□、譲渡人、大字根成柿□□□□□、申請理由は、規模拡大で、売買による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、3,757㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、中井記念病院より□□へ約100mのところでございます。番号4番、申請地、大字根成柿□□□番1（田）753㎡、譲受人、大字根成柿□□□□□、譲渡人、大字根成柿□□□□□、申請理由は、規模拡大で、売買による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、3,572㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、菅原小学校より□□へ約400mのところでございます。以上、議第1号につきましては4件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴いまして申請書等に記載された内容が、審査基準の農地法第3条第2項の項目ごとに検討した結果について報告致します。議案第1号の番号1番から4番までの案件につきましては、申請書又は申請者からの聴取に基づいて、事務局で事前に申請地の現地を確認致しましたところ、いずれの農地もそれぞれ耕作又はいつでも耕作出来る状態に管理されており、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、それぞれの受け人は、権利取得後も適切な耕作と管理が行われることが見込まれますので、農地法第3条第2項各号にはいずれも該当致しないため、それぞれ許可用件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしく願致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議長 　なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。次に入りますが、次の議第2号、議第3号は関連案件ですので、一括して議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 　議案書2ページをお願い致します。議第2号、農地法第4条規定による申請の件及び議案第3号、農地法第5条規定による申請の件につきましては、それぞれ共に関連していますので、一括して説明致します。まず、議第2号、農地法第4条関係でございます。本件は、農地法第4条、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番2（田）389㎡、申請人、大字根成柿□□□□□、転用目的は、農家住宅への転用でございます。場所は、調査順序表第□番目、菅原小学校より□□へ約400mのところであります。番号2番、申請地、大字野口□□□番1（田）1,08

4㎡のうち一部、139.67㎡、申請人、大字野口□□□□、転用目的は農家住宅への転用でございます。場所は、調査順序表第□番目、野口墓地より□へ約100mのところであります。続きまして議案第3号、農地法第5条関係でございます。本件は市街化調整区域の農地を売買及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番3(田)292㎡、譲受人、大字根成柿□□□、譲渡人、大字根成柿□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、農家住宅への転用申請でございます。番号2番、申請地、大字野口□□□番4(田)96㎡、借受人、大字野口□□□□、貸出人、大字野口□□□□、申請地は、使用貸借権の設定による農家住宅への転用申請でございます。場所は、前述の4条申請の1番、2番それぞれ同じでございます。なお、申請に伴う書類等はそれぞれ具備致しております。ここで、ただ今の4条及び5条申請の農家住宅への転用申請についての概要を説明致します。まず、4条申請の1番、□□さんの申請ですが、大字根成柿で農家住宅を建築される申請です。自田の大字根成柿□□□番の農地を分筆して□□□番2(389㎡)に農家住宅を建築される計画ですが、間口が少し狭いため、隣接の□□さんの農地を分筆されて、□□□番1(753㎡)を先ほどの3条により、農地として買われ、残りの292㎡を□□□番3として、5条申請により購入されて合計681㎡の土地に農家住宅を建築される計画でございます。続きまして、4条申請の2番□□さんの申請ですが、これも大字□□で農家住宅を建築される申請です。5条申請により、道路に面した父親の農地□□□番4(96㎡)と、隣接して既に農家用倉庫が建てられている農地以外の土地がありますが、その倉庫を解体されて、その土地と、その後ろにある自分との共有名義の農地□□□番1の一部(139.67㎡)に4条申請により、農家住宅を建築される申請でございます。以上、議案第3号、農地法第4条関係2件、議案第3号、農地法第5条関係2件の申請でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。4条申請の大字根成柿の□□さんの農家住宅への転用申請についてですが、子供が帰って来るため、現在の住居が手狭になり、新築したいためです。5条申請地と併せて一戸建築されます。申請地の現況は、田として水稻を作付されておりました。周囲は東側が住宅、西側が田、南側は道路、北側は自作地です。周囲に擁壁を設置して造成し、敷地内に浄化槽を設け北側水路に放流する計画です。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。続きまして、2番目、4条申請の大字野口の□□さんの農家住宅への転用申請ですが、住宅を新築し、農業に従事するためです。5条申請地と既に倉庫として使用している非農地の土地と併せて1戸建築されます。申請地の現況は、地上げして畑として使用されております。周囲は、東側、北側は自作の田、西側は水路と道路、南側は田です。擁壁を新設して造成し、建築されます。合併浄化槽を設け、雨水とともに西側道路との間の水路に放流する計画です。農地部会としては妥当な申請であるという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは、農地法第4条、及び第5条関係一括して説明させていただきます。まず、大字根成柿の□□さんの申請についてですが、周辺の農地が10ha未満の農地の区域で、農地の区分は、第2種農地に該当致します。事業計画の内容は農家住宅を計画されていて、事業に必要な資金は自己資金等でまかなう計画で、有価証券の残高証明書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。また、申請に係る用途に遅滞なく供するこ

との確実性や、計画面積につきましても転用目的からして適当であり、周辺の農地への影響もないものと判断致します。次に、大字野口の□□さんの申請ですが、農地の区分につきましては、周辺の農地が10ha未満の農地の区域で、第2種農地に該当致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は金融機関からの融資と自己資金等でまかなう計画で、融資審査結果報告書及び金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性や、計画面積につきましても転用目的からして妥当であり、周辺の農地への影響もないものと判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号及び議第3号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

12番 　根成柿の□□さんの4条申請地の北側の水路までの細く長い土地の件ですが、この部分は何になるんですか。後に、農地として残る部分ですか。地目は何になりますか。教えてください。

事務局 　この部分は、住宅からの家庭排水を北側の水路に放流するための排水管を敷設するための管路敷地の土地になります。地目としては、今回の住宅への転用申請土地と一体の土地ですので、適時に地目変更をされると思いますが、住宅の建築が完了した後では宅地となります。

12番 　農地では無くなるということですね。分かりました。

議 長 　よろしいですか。他にご質問などございませんか。
(なしの声有り)

議 長 　なしとの声がありましたのでご質問等がないものとして、一括して採決致します。議第2号案、農地法第4条規定による申請の件、並びに議第3号、農地法第5条規定による申請の件について賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号、並びに議第3号については、それぞれ県へ送付することに決定致します。次に、議第4号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案書3ページをお願い致します。議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番1(田)753㎡、大字根成柿□□□番3(田)292㎡、借受人、大字根成柿□□□、貸出人、大字根成柿□□□□、解約理由は、売買のためでございます。以上、議第4号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 　なしとの声がありましたので、ご質問等がないものとして議第4号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。続いて、議第5号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(中江委員 退席)

議 長 　それでは事務局から説明願います。

事務局 　議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利

用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局とで書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、中江 彰、利用権を設定する者、大字根成柿□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1の一部(田)2,000㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は平成28年12月1日から平成31年11月30日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしの声あり)

議長 なしとの声がありましたので、ご質問等がないものとして採決致します。それでは、議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第5号につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第6号、その他の1番を議題と致しますが、議題に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

(中江委員入室、着席)

議長 それでは事務局より説明願います。

事務局 議案書4ページをお願い致します。議第6号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、申出農地、南今里町□□番3(畑)68㎡、南今里町□□番1(畑)781㎡、申出者、今里町□□□、申出事由の生じた者、今里町□□□、申出事由は、疾病のためでございます。本件の農業の主たる従事者の確認につきましては、あらかじめ事務局で調査書により、平成28年10月25日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認事項と致しまして、まず、本人が農地基本台帳に登録されていること、また、買取り申出農地が現地調査の結果、農地として耕作されていること、さらに、地元担当の今村委員さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していた旨の確認を致しました。以上の結果、□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとのことですので、ご質問等がないものとして採決致します。それでは、議第6号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号、その他の1番につきましては、事務局処理に決定致します。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで11月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	水井 豊
署名委員	増田 武雄